

第1回木曽川水系流域委員会 議事要旨（案）

日 時：平成19年3月13日（火）13:30～16:30
場 所：名古屋逓信会館 4F ユニオンホール

1. 開会

2. 挨拶（中部地方整備局河川部長）

3. 委員長挨拶

4. 議事

(1) 「木曽川水系流域委員会」の進め方

木曽川水系流域委員会規約（案）について、以下が確認されました。

- ・ 第2条：「河川に関し学識経験を有する者の意見」を「学識経験を有する者の河川に関する意見」に修正する。
- ・ 第3条の2：再任の際の再任日、期間を明文化する。
- ・ 第3条の3：臨時招聘委員の任期、期間を明文化する。
- ・ 第4条：議事録は、委員名を付記した速記録とする。
- ・ 第8条：「委員会が」あるいは「委員長が」を加える。

木曽川水系流域委員会の運営について（案）に対して、以下の意見を頂き、確認されました。

- ・ 委員や一般傍聴者からの意見が、整備計画にどのように反映したかを、わかりやすく整理すべき。

(2) 木曽川水系の現状と課題（治水）

主に次のような意見を頂きました。

- ・ 地方の自主性を踏まえた地域計画、国土形成計画との連携が必要。
- ・ 30年後の社会像を見越して、河川整備の選択と集中の議論を行うべき。
- ・ 地域計画との連携、及び30年後の社会像について議論する会を設けるべき。
- ・ 整備目標が達成されるまでは、ソフト的な危機管理対策が重要であるため、整備計画にも書き込むべき。
- ・ 地球温暖化による海水面変化等は、気候変動に含めて、整備計画に記載すべきか議論が必要。
- ・ 「安全度」については、流量、堤防形状、断面形状等の諸状況をまとめ、分かりやすい表現が必要。
- ・ 内水対策としては、流出抑制を目的とした土地誘導利用もあり得る。

- ・ 目標とすべきは、災害を防ぐこと、すなわち人命を守ることであり、洪水を防ぐこととは分けて議論すべき。
- ・ 目標とする災害軽減とは、浸水面積なのか人口なのか被害額なのかを明確にすべき。
- ・ 河川整備計画期間の30年では整備方針規模の出水を防げないことから、整備計画でどのレベルまでハードを整備するか、さらに、そのレベルを前提としたときの氾濫にどう備えるかを議論すべき。
- ・ 危機管理対策としては、ハザードマップを中心とする情報提供を強化すべき。
- ・ 流域委員会では、委員は河川の管理区分等によらず広く議論をすべき。
- ・ 土地利用など河川管理者が関与できない部分への意見は、それが変化した場合に、河川整備計画にどのような影響があるかを整理すべき。
- ・ 地震対策、ゼロメール地帯の整備のあり方は、庄内川流域委員会での議論を参考にすべき。
- ・ 流域委員会の意見、ふれあい懇談会の意見などを地図に落とし、学識者、行政、住民が情報共有できるような整理手法を検討すべき。

(順不同)

(3) 今後の予定

事務局より、現地視察会及び第2回流域委員会の開催予定について説明を行いました。

5 . 閉会